

平成29年4月11日

学 校 長 様  
バスケットボール部顧問様

京都市中体連バスケットボール専門部  
専 門 部 長 木村 将裕  
専 門 委 員 長 岩崎 広行

## 台風など自然災害に対する非常措置についてのお知らせ

中体連主催の各大会期間中に、台風の接近などにより京都市（京都南部または京都・亀岡地域）に「特別警報」または、「暴風警報」が発令された場合は下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ等の報道に注意してください。

### A. 「特別警報」について

1. 「特別警報」が発令中の場合、公式戦は実施しません。
2. 「特別警報」が解除された日、および解除された次の日は公式戦を実施しません。  
(例. 金曜の午後24時までに解除された場合、土曜試合なし、日曜試合あり)  
(例. 土曜の午前1時に解除された場合、土曜試合なし、日曜試合なし)
3. 公式戦実施中に「特別警報」が発令された場合  
気象状況、帰宅に要する時間、帰路の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。

### B. 「暴風警報」について

1. 「暴風警報」が発令中の場合、公式戦は実施しません。
2. 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ① 午前7時までに解除になった場合は予定通り公式戦を実施します。
  - ② 午前7時までに解除にならなかった場合、公式戦は実施しません。
3. 公式戦実施中に「暴風警報」が発令された場合  
気象状況、帰宅に要する時間、帰路の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。

※ 被害状況により、当日の公式戦を実施しない場合があります。

- ◎ 公式戦が実施できなかった場合、専門部より顧問に今後の競技日程について、できるだけ早急に連絡します。  
生徒にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。